

令和元年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.5.24	R1.6.7	<p>〇〇高校グラウンドの土壤汚染につき、東京都は現地に「お知らせ看板」を設置したのか、しなかったのか</p> <p>1 いずれかの事実を証明する全ての証拠</p> <p>2 万一、「お知らせ看板」を設置していなかった場合、住民・生徒・教職員の健康上の被害を回避した事実を証明する全ての証拠</p> <p>3 〇〇高校周辺住民の土壤汚染による健康上の被害がないことを証明する医療機関のカルテ等</p> <p>4 〇〇が実施した前記内容のもの（数値・データ含む）</p> <p>5 1～4が存在しない場合、東京都が〇〇高校の土壤汚染改良工事の事実を （1）生徒・保護者（2）一般教職員（3）周辺住民に告知しない具体的かつ客観的な理由・根拠を証明する証拠文書等の全て</p>	0				1										請求内容に係る公文書は、取得及び作成しておらず、存在しないため。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
2	R1.5.24	R1.6.7	<p>1 平成30年12月3日に〇〇に対し〇〇高校の土壤汚染の事実を〇〇中学校に伝え、中学校のグラウンド土壤汚染調査を進言した理由・根拠</p> <p>2 この事実を〇〇高校・生徒・保護・一般職員に秘匿した理由根拠の全ての証拠文書</p>	0				1										請求内容に係る公文書は、取得及び作成しておらず、存在しないため。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
3	R1.5.24	R1.6.7	<p>東京都が〇〇高校のグラウンド土壤汚染改良工事において、周辺住民の方々の不動産資産価値の減少がないと称するその理由根拠となる</p> <p>1 不動産鑑定評価書</p> <p>2 不動産資産評価及び環境アセスメント等すべての不動産価値に係わる調査結果報告書</p> <p>3 万一、1、2の調査データ・資料がない場合、周辺住民に土壤汚染の事実を説明した資料・文書等（お知らせ看板を含む）全ての証拠となる文書等</p>	0				1										請求内容に係る公文書は、取得及び作成しておらず、存在しないため。	環境局 環境改善部 化学物質対策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	R1. 5. 29	R1. 6. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約決定通知書（新聞「解放新聞（中央版）」外3点の買入れ（29環総経契 第2169号の2）） ・ 購入内訳書（新聞「解放新聞（中央版）」外3点） ・ 契約決定通知書（月刊「地域と人権」外2点の買入れ（29環総経契第2172号の2）） ・ 購入内訳書（月刊「地域と人権」外2点） 	4	1														環境局 総務部総務課	
5	R1. 6. 4	R1. 6. 13	盛土法面对策工事に係る工事設計書一式（工事設計書、工事金額書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書、材料品調書、特記仕様書、図面）	49	1														環境局 多摩環境事務所 自然環境課	
6	H31. 4. 17	R1. 6. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20環多改土第155号 ・ 22環多改土第199号 ・ 22環多改土第303号 ・ 27環多改土第179号 ・ 27環多改土第266号 ・ 27環多改土第286号 ・ 28環多改土第121号 ・ 28環多改形第2号 ・ 28環多改形第5号 ・ 28環多改形第12号 ・ 28環多改形第27号 ・ 30環多改形第2号 ・ 30環多改第2号 ・ 28環多改完第9号 ・ 28環多改完第17号 ・ 30環多改完第18号 	392	1					1								1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の個人メールアドレス 公にすることにより、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・ 事業者の担当者氏名、顔写真及び電話番号 個人に関する情報であるため。 	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
7	H31. 4. 17	R1. 6. 14	「東京都土壌汚染対策指針の制定について」（14環改有第371号）	37	1														環境局 環境改善部 化学物質対策課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	H31.4.17	R1.6.14	<p>土壌汚染対策工事に関する周辺住民へのお知らせ掲示板について、</p> <p>3 義務でない場合、住民の健康被害が発生していない及び発生が確認されていないと称する健康調査（数値・データを含み、名称の如何を問わず）</p> <p>①周辺住民 ②生徒・教職員（学校等の場合）</p>	0				1											実施機関では、当該健康調査を行っていないため、請求内容3に係る公文書は、取得及び作成を行っておらず、存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
9	H31.4.17	R1.6.14	<p>東京都土壌汚染対策指針（平成28年東京都告示第1702号）</p> <p>東京都土壌汚染対策指針（平成31年東京都告示第394号）</p>	0															請求内容1及び2①に係る公文書は、インターネットにより公表を行っている公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項に該当するものであるため。 なお、土壌汚染対策に係る掲示板等の設置は、平成31年3月31日までは法令上、必要に応じた措置であり、平成31年4月1日以降は必須となる。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
10	H31.4.17	R1.6.14	<p>〇〇高校で実施された土壌汚染対策工事において、お知らせ看板設置が義務でなかった場合、周辺住民並びに生徒・教職員に対して健康被害が発生していない及び発生していないと称する健康調査等</p>	0				1											実施機関では、当該健康調査を行っていないため、請求内容に係る公文書は、取得及び作成を行っておらず、存在しないため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
11	H31.4.17	R1.6.14	<p>東京都土壌汚染対策指針（平成28年東京都告示第1702号）</p> <p>東京都土壌汚染対策指針（平成31年東京都告示第394号）</p>	0															<p>請求人が請求する文書は〇〇高校で実施された土壌汚染対策工事において、お知らせ看板設置は義務であったか否か、設置が義務でなかった場合、その理由・根拠を示す公文書等であるが、お知らせ看板設置に関しては「東京都土壌汚染対策指針」の中で関連の規程が設けられている。</p> <p>しかるに、開示請求に係る公文書は、インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項により開示しないものであるため開示請求を却下する。</p>	環境局 多摩環境事務所 環境改善課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
12	H31. 4. 18	R1. 6. 17	「東京都土壤汚染対策指針の全部改正について」の決裁文書（30環改化第1042号）	324	1														環境局 環境改善部 化学物質対策課
13	H31. 4. 18	R1. 6. 17	<p>1 東京都が〇〇高校のグラウンドには土壤汚染がないと表明した理由・根拠</p> <p>2 土壤改良工事等のお知らせ看板の設置を事業者の判断にまかせ続けてきた理由・根拠</p> <p>3 （1）平成31年4月より2の任意から義務に変更した理由・根拠 （2）（1）の意思決定過程を表明するもの （3）当該変更に伴う以降処置としての取扱いについて記載された文書 （4）当該対象となる東京都保有建築物全て</p> <p>4 （1）住民等健康調査書等 ※土壤汚染関連 （2）（1）の決裁文書等（最終決裁者） （3）（1）がない場合、「健康上の被害は一切ないから土壤汚染工事等を周辺住民に知らせなくてもいい」理由・根拠</p> <p>5 「健康被害は一切ない」を表明していないと主張する場合、その主張を証明するすべての証拠</p> <p>6 〇〇高校におけるグラウンド改修工事が （1）土壤汚染土改良工事でなかった （2）仮設のプレハブ校舎設置によるグラウンドの荒れ、ネット等の老朽化によるための土地改良工事であった （3）土地土壤改良工事の内容については、〇〇高校生徒・保護者及び近隣住民だけでなく、隣地の〇〇中学・生徒・保護者・近隣住民にも一切東京都から告知していない 以上（1）～（3）を証明する全ての証拠</p>	0				1										請求内容1、3（4）、4、5、6に係る公文書は、取得及び作成を行っておらず、存在しないため。	環境局 環境改善部 化学物質対策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
14	H31. 4. 18	R1. 6. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都土壤汚染対策指針（平成28年東京都告示第1702号） ・30環改化第1176号「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）」 ・平成30年度第3回土壤汚染対策検討委員会議事次第・資料（平成30年10月15日） 	0														<p>請求内容2、3（1）、（2）、（3）に係る公文書は、インターネットにより公表を行っている公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項に該当するものであるため。</p> <p>なお、土壤汚染対策に係る掲示版等の設置は、平成31年3月31日までは法令上、必要に応じた措置であった（東京都土壤汚染対策指針（平成28年東京都告示第1702号））。</p> <p>なお、土壤汚染対策に係る掲示版等の設置の検討過程、変更理由及び経過措置については、30環改化第1176号「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）」や平成30年度第3回土壤汚染対策検討委員会議事次第・資料に記載がある。</p>	環境局 環境改善部 化学物質対策課
15	H31. 4. 22	R1. 6. 21	〇〇高等学校グラウンド工事の原因理由に関して、〇〇高等学校生徒・保護者、〇〇中学校生徒・保護者、近隣住民及び〇〇市に個々に当該理由を告知しなくても健康上の被害については、一切問題ないと断言する理由・根拠	0			1											請求内容に係る公文書は、取得及び作成しておらず、存在しないため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
16	R1. 6. 4	R1. 6. 17	所有者通知弁明の機会の付与の通知	10	1														環境局 環境改善部 化学物質対策課
17	R1. 6. 5	R1. 6. 18	平成23年6月13日付23環多改三第5号「土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書」及び当該申請書の審査に係る資料	21	1														環境局 多摩環境事務所 環境改善課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
18	R1.6.13	R1.6.21	〇〇 平面図、土のm3数、縦断面図 個人情報、印影を除く	7	1															環境局 多摩環境事務所 自然環境課
19	R1.5.22	R1.6.21	30環改化形第31号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化形第32号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化形第114号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化形第34号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化形第35号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化形第36号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化搬第37号 汚染土壌の区域外搬出届出書 30環改化搬第38号 汚染土壌の区域外搬出届出書 30環改化形第64号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化搬第53号 汚染土壌の区域外搬出届出書 30環改化搬第73号 汚染土壌の区域外搬出届出書 30環改化形第115号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化形第192号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化形第203号 形質変更時要届出区域内における土壌の形質の変更届出書 30環改化完第17号 工事終了報告書 30環改化土第198号 土地利用の履歴等調査届出書	330	1															環境局 環境改善部 化学物質対策課
20	R1.6.12	R1.6.26	東京都において、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年3月施行）」以降、厚生労働省（現）より、東京都保有建築物において、アスベストの含有・廃棄処理等につき各種報告・協議・アンケート回答・ヒアリング等（全てに関連すること）した （1）病院（2）学校（3）都庁舎 事実を証明した証拠の全て	0				1												実施機関では、厚生労働省に対し、アスベストの含有・廃棄処理等の各種報告等を行っていないことから、当該開示請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。 環境局 環境改善部 大気保全課